

地方財政対策における臨時財政対策債発行可能額の

算出方法の見直しを求める要望

鳩山政権が、平成 22 年度政府予算において地方交付税を 1 兆 1 千億円増額したことは、同政権が掲げる「地域のことは地域が決める」という考え方を具現化するとともに、地方への配慮がなされたことと高く評価しているところである。

しかしながら、地方財政対策における臨時財政対策債発行可能額の算出方法について、先ごろ総務省が都道府県を対象に開催した説明会では、制度設計は検討中と前置きされた上で、「人口を基礎とした現行の配分額の算定方式によって、臨時財政対策債の基準財政需要額の振り替えを行い、それでもなお財源不足が生じている団体に対し新方式を適用し、新方式では不交付団体に配分しない。」との話があったと聞き及んでいる。

神奈川県内の市町村は、大きく税収が落ち込む中、生活保護をはじめとした扶助費や医療保険等社会保障に係る経費の大きな伸びに、それぞれの工夫と努力により対処し、市町村政の充実に努めているところである。

とりわけ、本縣市町村は、都市部に位置し人口が多いという特性から、高齢化社会の到来により、かつて国内では例のない急激な高齢者の増加に対処すべく、各種施策を短期間に、計画的に展開しなければならないという要因をも併せ持つ。

今回の「新方式」についての考え方が事実であり、全国一律に「交付団体」及び「不交付団体」で整理されるとするならば、都市部である神奈川県に位置する市町村としての「この特性」がなんら考慮されず、極めて遺憾であると言わざるを得ない。

平成 22 年度の臨時財政対策債発行可能額の制度設計の検討にあっては、都市部ならでの要因をも勘案し、総合的な視点で検討されることを強く求めるものである。

平成 22 年 1 月 21 日

内閣総理大臣	鳩山 由紀夫	様
副総理・財務大臣	菅 直人	様
総務大臣	原口 一博	様
民主党神奈川県総支部連合会代表	笠 浩史	様

神奈川県市長会会長
茅ヶ崎市長 服部 信明

神奈川県町村会会長
大井町長 間宮 恒行

